

平成 26 年 10 月 1 日から軽度・中等度難聴児の 補聴器購入費助成事業が始まりました！！

大牟田市では身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援するために、補聴器の購入費用の一部を助成する事業をはじめました。

対象者（以下の全ての要件を満たす方）

- ① 大牟田市内に住所を有すること
- ② 18 歳未満の児童であること
- ③ 原則として、両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象とならないこと
- ④ 対象児童と同じ世帯に市民税の所得割額 46 万円以上の方がいないこと。

助成額

補聴器購入費基準額の範囲内で 2 / 3 にあたる金額を助成します。
※補聴器の種類ごとに基準額があります。詳しくはお尋ねください。

申請に必要なもの

- ・ 交付申請書
- ・ 指定医師の意見書（意見書料は申請者負担）
- ・ 補聴器購入費見積書（市の指定業者に限る）
- ・ その他必要な書類

詳しくは福祉課障害福祉担当までお問い合わせください。

〒836-8666

大牟田市有明町 2 丁目 3 番地（市役所 1 階）

大牟田市 保健福祉部 福祉課 障害福祉担当

TEL 0944-41-2663

FAX 0944-41-2664